

告 示

埼玉県告示第千二百十七号

令和三年埼玉県告示第四百号で公示した基本測量は、令和三年十月十二日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕